

お年寄りの暮らしを支えます

高齢者福祉サービスいろいろ

市では、介護予防や一人暮らしのお年寄りの生活を支えるため、高齢者に対するさまざまなサービスを提供しています。お年寄りの状態や家庭の状況に応じて、自分に合ったサービスを利用しましょう。

※高齢者＝市内に住む65歳以上の人です。

生活支援事業

生きがい活動支援通所事業

要介護認定で非該当と認定された高齢者が、デイ・サービスセンターで日常動作訓練や健康チェック、入浴、食事をして、要介護状態への進行を予防します。

費用／1日500円(または300円)+食費

軽度生活支援事業(ホームヘルパー派遣)

要介護認定で非該当と認定された高齢者だけの世帯が、自立した生活を続けられるよう、軽

度の日常生活の援助(調理や掃除など)を行うサービス。

費用／●1時間未満 230円

●1時間～1時間30分未満 290円

はり・きゅう・マッサージなどの利用助成事業

70歳以上の高齢者に、はり・きゅう・マッサージ、または指圧に掛かる費用の一部を助成します。

※市に登録された業者を利用した場合のみ。

助成額／1回当たり1,000円(年間12枚)

緊急通報装置の設置

一人暮らしの高齢者世帯など

へ、緊急事態に備えて24時間体制で対応できる緊急通報装置とペンダントを貸与します。

費用／所得に応じて一部負担あり(1か月当たり0～3,000円)

外出支援サービス事業

公共の交通機関およびタクシーなどの利用が困難な高齢者、または身体障害者で下肢の自由な40歳以上の人が、医療機関などの送迎(市内に限る)に、週1回利用できます。安全を確保するために介護者の同乗が必要となります。

※車いす、ストレッチャーなどを利用する人に限る。

費用／片道100円または300円

老人性白内障補助眼鏡などの費用助成事業

市民税非課税世帯の高齢者が、白内障手術後に補助眼鏡などを

作った場合に、費用の一部を助成します。

助成額／20,000円(二対)

家族介護慰労金

自宅で常に寝たきり状態にある高齢者で、要介護4または5と認定され、かつ日常生活自立度(寝たきり度)がB2以上の人と同居している介護者に、慰労金を支給します。

※医療機関に入院、または介護保険施設に短期入所した場合を除く。

※世帯の全員に、介護保険料および市税などに滞納がないこと。

支給額／月額8,000円

地域支援事業

配食サービス事業

一人暮らしなどで調理が困難な高齢者に、バランスの取れた食事を届け、併せて安否の確認を行います。

※昼食のみで週3回以内。

費用／1食300円

通所型介護予防事業

元気度チェックで、介護予防が必要と認められた高齢者を対象に、それぞれの目標に応じた運動プログラムにより運動機能

の向上を図ります。

場所／介護予防拠点(やすらぎ園パワーアップセンター)

費用／1回500円

生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定を受けていない高齢者を対象に、要介護状態への進行を予防するため、短期間での宿泊による日常生活の指導、支援を行います。

※6か月で14日以内。

費用／事業費の1割を負担

住宅改修費助成事業

要介護認定を受けていない高齢者が、暮らしやすい住宅に改修するための費用の一部を助成します。

※事前に申請してください。

助成額／対象となる改修費の2分の1(限度額180,000円)

紙おむつ給付事業

自宅で寝たきりや認知症などで常時失禁状態にある高齢者に、紙おむつを給付します。

給付枚数／年間270枚～540枚(所得状況、介護度に応じて枚数が異なります)

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者班

☎62・5350